

---

# 北海道市町村合併推進構想 ダイジェスト版

---

平成18年7月  
北海道



# 序章 北海道市町村合併推進構想とは

## 1 構想策定の趣意

平成17年4月に施行された合併新法では、地方分権の進展や経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制を確立するため、旧合併特例法に引き続き自主的な市町村合併を推進することとなり、都道府県は、総務大臣が定めた基本的な指針に基づいて、市町村合併の推進に関する構想を定めることとなりました。

一方、北海道においても、住民の日常生活圏や地域経済圏の拡大、地方分権改革の進展、人口減少や少子高齢化の進行、国・地方を通じた行財政改革の推進など、市町村を取り巻く環境は大きく変化しており、包括的な役割を担うにふさわしい基礎自治体を形成していく観点から、市町村の行財政基盤の充実・強化について、十分な議論や検討をしていくことが避けられない状況となっています。

地方分権の成果を住民にとって真に実りのあるものにするとともに、今後の更なる変化に対応し市町村が住民に必要な行政サービスを提供し続けていくためには、住民の視点に立って、本道の市町村の実態について十分な検討を行う必要があります。

このため、道としては、自主的な市町村合併の推進という法の趣旨を前提とした上で、市町村を取り巻く経済社会情勢の変化、並びに合併新法や法に基づく国の指針等を踏まえながら、基礎自治体の充実・強化の手法の一つである市町村合併についての道の考え方を示し、市町村や道民に対する道としての必要な役割を積極的に果たしていくこととしたものです。

本構想の策定に当たっては、計5回にわたり「北海道市町村合併推進審議会」を開催するとともに、各地域において市町村や住民の皆様との意見交換を行ってきました。本構想では、これらの場で頂いた意見をはじめ、道内の市町村の実態や住民生活の現状を踏まえながら、市町村合併に関する道としての考え方や合併の組合せなどを示しています。

## 2 構想の性格

### 構想は道から道民への情報提供

本構想は、本道の市町村や住民生活の実情を踏まえた分析に基づき、道として市町村合併の推進に関する考え方を示すものであり、併せて、道から市町村や道民に対し、市町村合併に関する様々な情報を提供するという役割を持つものです。

### 構想は新たな議論の出発点

本構想で示した合併の組合せなどは、地域の客観的情報や透明性のある手法により作成されたものであり、道内の市町村や住民が、地域における自治のあり方について自主的、主体的な検討や協議を行う際の、議論の出発点として活用されることを期待するものです。

### 自主的な取組は今後も尊重

自主的な市町村合併の推進という合併新法の趣旨に則り、道は、地域住民の意向に基づく市町村の自主的、主体的な検討の結果を最大限尊重することとし、本構想においても適切な対応を図る仕組みとしています。

### 新法下での実現を目指す組合せ

本構想に示した合併の組合せは、地域主権型社会が実現した時の将来の市町村の姿を見据えながらも、5年の時限法という合併新法の性格を勘案し、合併新法の期間内に実現を目指すべき市町村の姿として示すものです。

### 構想に基づき道が支援

本構想に基づき、道は、合併新法の下における支援プランを策定し、合併協議や合併に伴うまちづくりに対する支援を行います。

## 3 構想の期限

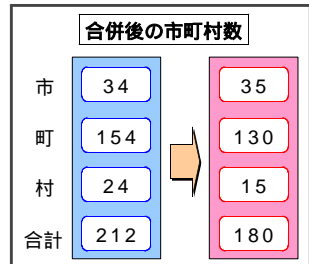
本構想の期限は、合併新法が効力を失う日までとします。

# 第 章 合併新法の成立と背景

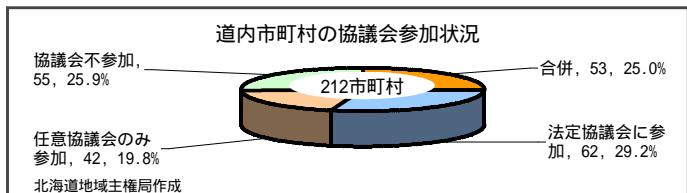
## 1 これまでの市町村合併の取組

地方分権改革の進展とともに、平成12年4月、合併協議会設置の促進や財政措置の拡充を内容とする旧合併特例法の改正が行われ、いわゆる「平成の大合併」が幕を明けました。

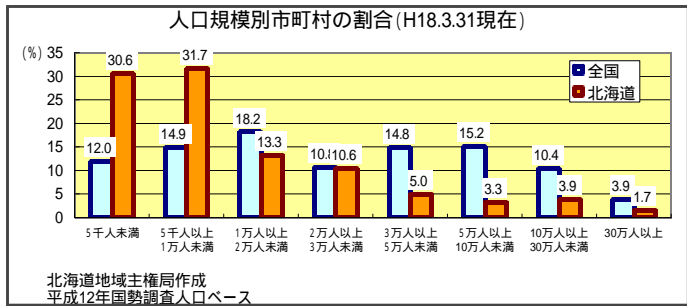
旧合併特例法の下、全国では3,232市町村の62%にあたる1,993市町村が合併し、市町村数は1,821市町村(合併新法下での合併1件を含む。)まで減少しました。本道においては、212市町村の4分の1にあたる53市町村が合併し、180市町村に再編されることとなりました。



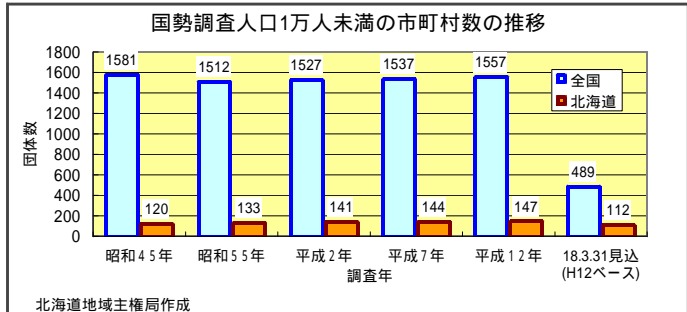
旧合併特例法の下、道内では212市町村の4分の3にあたる157市町村が任意又は法定の協議会に参加し、市町村合併について協議が行われました。このうち21地域(53市町村)が合併の合意に達し、道内の市町村は、212から180に再編されましたが、少数の団体による合併協議が多かったことなどから、市町村の減少率は15.1%と全国で4番目に低くなっています。



この間、全国では、市町村数の減少率が43.7%以上となるなど、合併が大きく進展しました。これにより、市町村の平均人口は、全国が65,234人、北海道が31,573人となり、その格差は合併前の1.3倍から2.1倍へと拡大しています。



また、全国では、特に小規模な市町村の合併が進み、人口1万人未満の市町村は1,557市町村から489市町村に減少しました。この結果、全国の人口1万人未満の市町村のうち、約23%を北海道が占める状況となっています。



一方、市町村合併の進展に伴って市町村の面積規模も大きく拡大しました。本道の市町村の平均面積は、これまで全国最大でしたが、旧法下での市町村合併の進展によって、全国と北海道の面積規模の差が縮小し、秋田県、岩手県に次ぐ全国3番目となりました。

都道府県別1市町村当たりの平均面積

平成11年3月31日時点				平成18年3月31日時点			
順位	都道府県	市町村数	平均面積(km <sup>2</sup> )	順位	都道府県	市町村数	平均面積(km <sup>2</sup> )
1	北海道	212	370	1	秋田県	25	464
2	岩手県	59	259	2	岩手県	35	437
3	山形県	44	212	3	北海道	180	435
4	宮崎県	44	176	4	広島県	23	369
5	秋田県	69	168	5	新潟県	35	359
45	沖縄県	53	43	45	埼玉県	71	53
46	埼玉県	92	41	46	大阪府	43	44
47	東京都	40	39	47	東京都	39	40
	全 国	3,232	115		全 国	1,821	204

北海道地域主権局作成  
総務省の公表平均面積は、交付税面積を使用しており、各都道府県の市町村分の交付税面積が把握できないため、本表は、次により作成している。  
合併市町村にあつては、総務省で公表している合併後の数値、他市町村にあつては、平成12年10月1日ベースの国土地理院の面積による積み上げ数値で作成。

また、これまで全国最大の面積を有していた道内の足寄町を上回る面積の市町村が、全国に3団体誕生しています。市町村の面積の広さは、もはや北海道だけの特性ではなくなっています。

合併市町村のうち、平成16年度に制度化された合併特例区や地域自治区といった地域自治組織の仕組みを活用した市町村の割合は、全国では約9%に過ぎませんが、北海道では約38%を占めています。全国的にも、地域自治組織の設置率は合併市町村の面積規模が大きくなるにつれて高くなる傾向がありましたが、市町村の面積規模が大きい本道においては、特にその必要性が高かったものと推察されます。

市町村の面積(上位4団体)

県名	市町村名	合併関係市町村	方式	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )
岐阜県	高山市	高山市ほか9町村	編入	97,023	2,179
静岡県	浜松市	浜松市ほか11市町村	編入	786,306	1,511
栃木県	日光市	日光市ほか4市町村	新設	98,143	1,450
北海道	足寄町	-	-	8,871	1,408

北海道地域主権局作成

## 2 合併新法の成立

平成17年4月に施行された合併新法は、5年間の時限立法とされており、合併の障害を除去するための特例が引き続き設けられたほか、都道府県の役割や地域自治組織の制度などが新たに盛り込まれています。

合併新法では、旧合併特例法に引き続き、合併の障害となる事項を除去するための様々な特例が設けられました。国による財政措置としては、普通交付税における合併補正や、普通交付税の算定の特例（合併算定替）などの特例措置が、引き続き設けられています。

合併算定替とは、合併後も合併がなかったものとして毎年算定した普通交付税の額の合計額を保障する制度です。旧法では、その期間は10年（+激変緩和5年）とされていましたが、新法では合併年度に応じて9年から5年（+激変緩和5年）に段階的に短縮され、合併年度が早ければ早いほど有利な仕組みとなっています。

また、合併新法では、国の定めた基本指針に基づき、都道府県が市町村合併推進審議会の意見を聴いて構想を策定することや、その構想に基づき、合併協議会の設置勧告等の措置を講ずることができることなど、自主的な市町村の合併を進める上での都道府県の役割が定められました。

さらに、合併新法に基づき国が公表した「基本指針」には、構想に盛り込むべき事項などが示され、その中で、構想の対象市町村となる小規模な市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安とすることなどが明記されました。ただし、地理的条件や人口密度、経済事情のほか旧法で合併を行った経緯について考慮することが、併せて示されています。

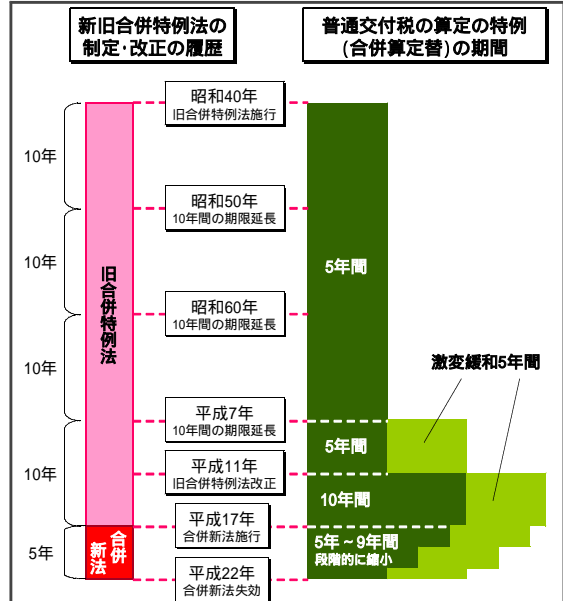
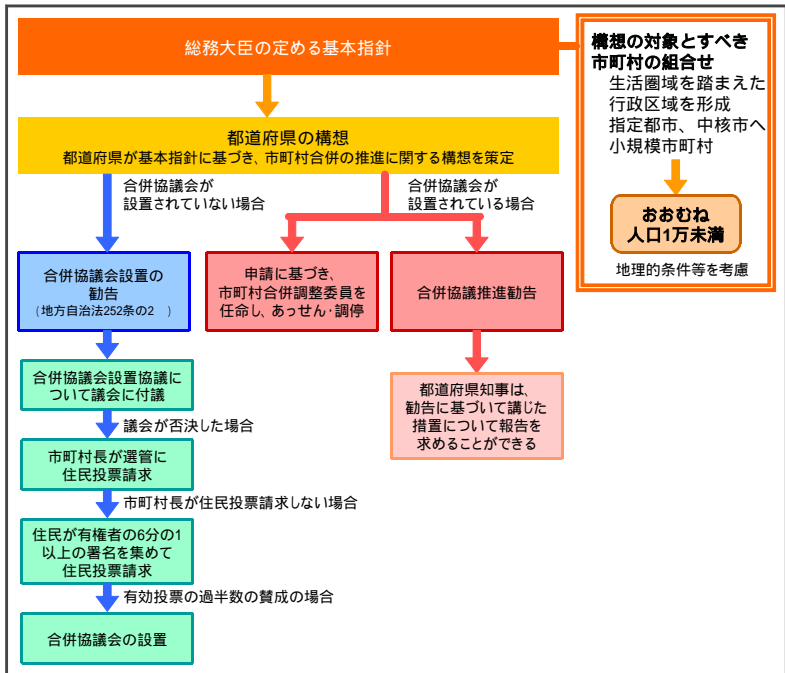
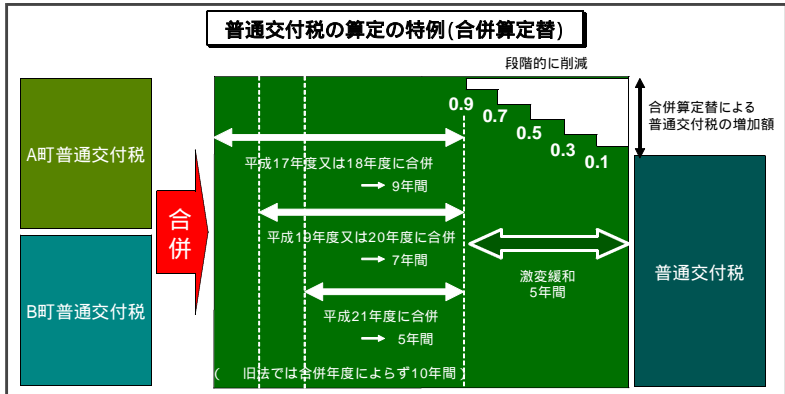
旧合併特例法は、昭和40年に10年間の時限立法として制定され、その後も10年ごとに期間の延長が行われてきましたが、平成17年3月末に期限を迎え、失効することとなりました。

替わって新たに施行された合併新法は、これまでとは異なり、その期間は5年間となっています。また、平成11年の改正で拡大された普通交付税における財政支援も、徐々に縮小される内容となっています。

国による財政支援をはじめ、新旧の合併特例法で講じられた様々な特例は、いずれも時限を限って設けられた制度であることに留意する必要があります。

合併新法の土台となっている第27次地方制度調査会においては、旧法下で合併に至らなかったものの、なお合併が行われることが期待される市町村について、一定期間自主的な合併を促すことを法制定の出発点としています。

併せて、合併新法の期間終了後もなお合併が困難な市町村の扱いについて、「引き続き検討」とされており、新法の期間経過後は、自主的な市町村の合併を推進する政策が転換され、これまでとは異なる新たな政策が展開される可能性を示唆する内容となっています。



# 第 章 市町村を取り巻く状況

## 1 人口動向と少子・高齢化

昭和の大合併から50年近い年月が経過し、本道の市町村を取り巻く状況は大きく変化しています。人口減少や少子・高齢化への対応は、わが国の行く末に関わる国家的な課題ですが、道内の多くの地域にとっては一層差し迫った問題です。

特に、小規模市町村においては、人口減少や高齢化の進行が著しく、地域社会に与える影響は深刻です。

本道の総人口は、全国よりもおおむね7年早く平成10年にピークに達し、その後減少が続いています。今後、少子化の進行などを背景に自然減がさらに進行する予測であるため、総人口の減少幅は、一層拡大していく見込みです。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も毎年減少幅を拡大させながら減少を続け、今後30年間で全国平均（7%）を大きく上回る90万人（16%）の人口減少が推計されています。

また、道内では、札幌市及び札幌市近郊への人口集中が続いているため、それ以外の地域では、今後30年間で約27%（98万人）の人口が減少すると推計されています。

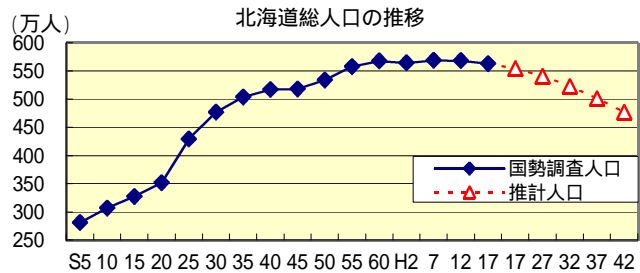
一人の女性が一生の間に生む子供の数を表す合計特殊出生率は全国的に低下傾向にあり、少子化の進行は、わが国の将来を左右する重要な問題となっています。

本道では全国を上回る速さで少子化が進行しており、合計特殊出生率は、昭和40年以降、常に全国平均を下回る水準で推移してきました。

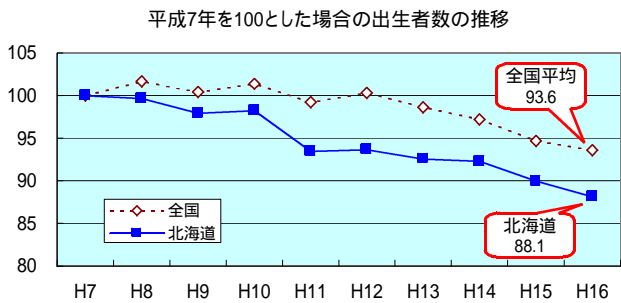
近年においても、その差は拡大傾向にあり、本道における平成7年から平成16年までの出生者数の減少率（12%）は、全国平均（6%）を大きく上回っています。

少子化の進行は、年齢別の人口構成にも大きな影響を与えます。生産年齢人口の割合は、平成2年にピークに達し、その後減少しています。また、昭和30年以降、年少人口の割合が減少する一方、老年人口の割合は増加を続け、平成12年にはその割合が逆転しました。

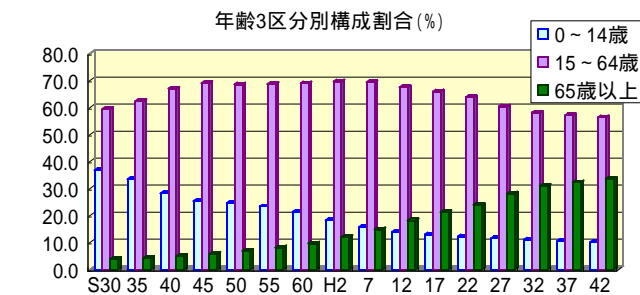
平成42年には、本道の老年人口割合は、33.6%に達し、約3人に1人が高齢者となります。



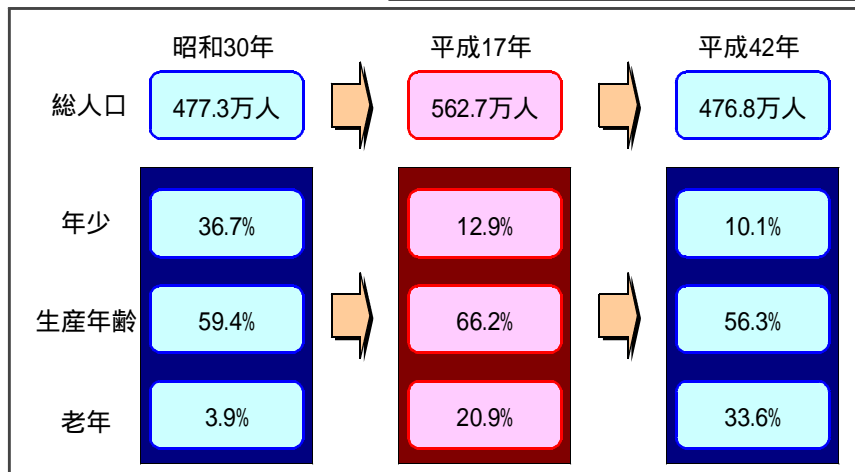
S5～H17: 国勢調査人口 (H17は速報値)  
H22～H42: 国立社会保障・人口問題研究所による推計値



厚生労働省



S30～H12: 国勢調査人口  
H17～H42: 国立社会保障・人口問題研究所による推計値



## 2 住民の日常生活圏の変化

自動車の普及や交通基盤の整備に伴い、住民の行動範囲は拡大し、通勤や通学をはじめ、様々な日常生活行動において、市町村の区域を越えて、住民が広域的に行動しています。

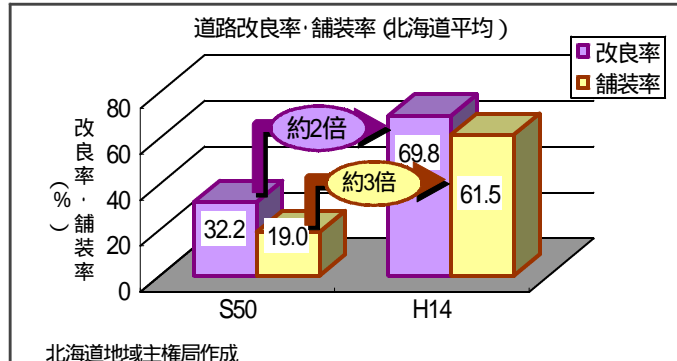
道内の自動車保有台数は、昭和50年から平成15年までの28年間で87万台から265万台に増加しました。平成15年3月末現在、道内総世帯数は約250万世帯ですから、およそ1世帯に1台の割合で普及している計算になります。

	人口(人)	自動車台数(台)	一台あたり人口
S50	5,333,821	873,079	6.1
H15	5,662,856	2,654,411	2.1

北海道運輸局自動車技術安全部

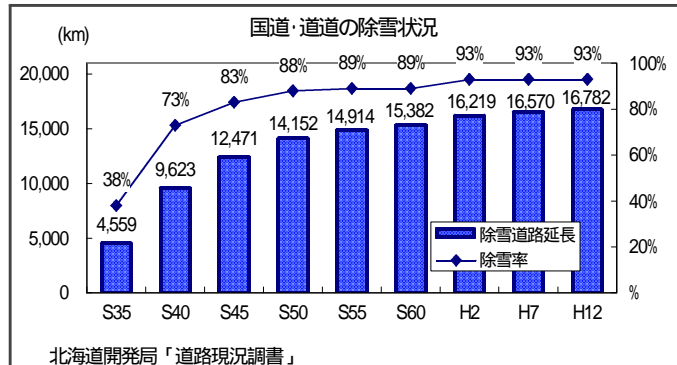
自動車の普及に合わせて、道路の整備も進められ、昭和50年から平成14年までの27年間で、道路改良率は約2倍、舗装率は約3倍になりました。このうち、一般国道の舗装率は99.9%、改良率は100%となり、道道の舗装率は91.2%、改良率は92.6%となっています。

このように、自動車の普及や道路整備が大幅に進んだ結果、市町村間の移動に要する時間が大幅に短縮されています。



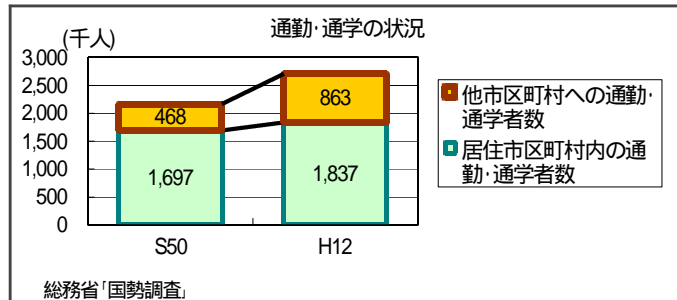
また、寒冷多雪の北海道では、冬期間の住民生活や経済活動の維持には円滑な道路交通の確保が不可欠であり、そのために除排雪体制の整備が進められてきました。

国道・道道の除雪率は、昭和35年から平成12年までの40年間に、38%から93%まで向上しました。平成12年現在、国道の除雪率は99.6%に達し、未除雪延長は僅か27.0kmとなっています。

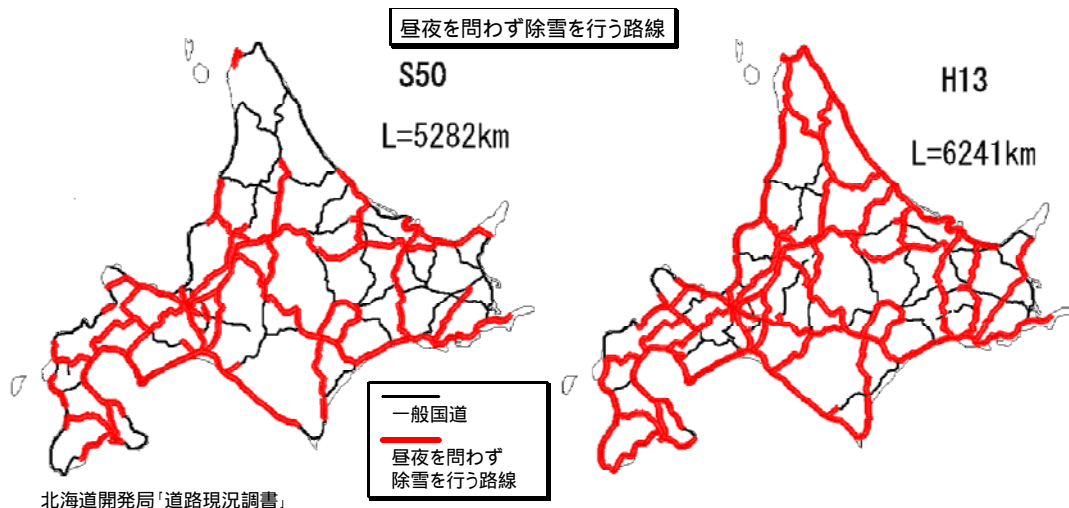


交通事情の変化とともに、住民の行動範囲は拡大しています。

昭和50年から平成12年までの25年間で、他の市区町村への通勤・通学者は約47万人から約86万人へと約1.8倍に増加し、市区町村の区域を越えて通勤・通学している人の割合は、5人に1人から3人に1人に増加しました。



また、住民の購買行動の範囲は、通勤・通学よりもさらに広域なものとなっており、その交通手段は自家用車が83.6%を占めています。この結果、市町村の区域を越えた商圈が形成され、郊外型大型商業施設の進出と地域の商店の衰退という変化が生じています。



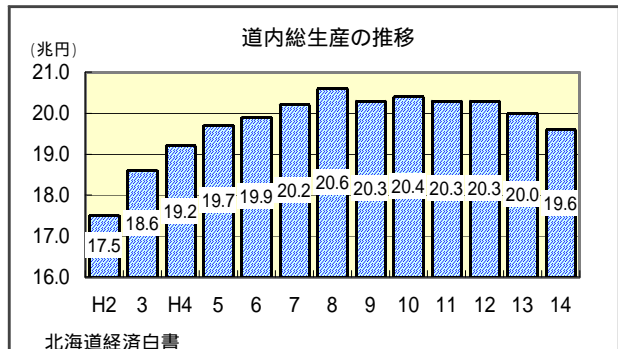
### 3 本道経済の現状と産業団体の動向

本道の経済動向は、社会情勢の変化と歩調を合わせて大きく変わりつつあり、道内総生産は人口減少が始まった平成10年頃から下降に転じています。

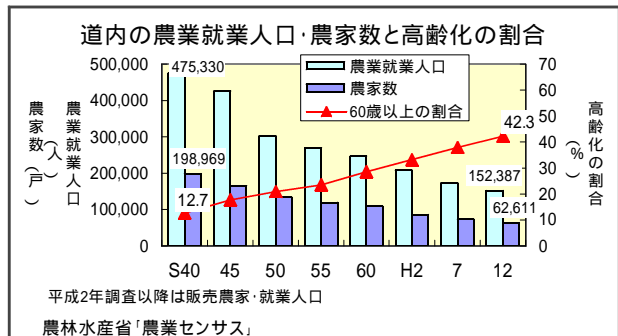
また、道内の多くの地域の基幹産業である第一次産業では、生産額が停滞若しくは低迷する中で、就業者の減少と高齢化が大幅に進行しています。このため、これまで市町村と連携しながら地域を支えてきた産業団体は、自ら環境の変化に対応し、市町村の区域を越えた組織再編を進めています。

全ての生産を合計した道内総生産には、生産労働人口と労働生産性が大きく影響します。道内総生産は、平成8年をピークとして、人口減少が始まった平成10年頃から下降に転じ、平成14年にはピーク時より5%減少しています。また、本道の経済構造は、製造業の比率が全国平均を大きく下回る一方で、公的支出の比率が高く、国や地方の財政政策の影響を受けやすい脆弱な体質となっています。

本道の人口推移や産業構造の特徴、国と地方を通じた緊縮財政に伴う公共投資の減少傾向などから推察すると、今後、特殊な要因が生じない限り、道内総生産は徐々に縮小していくと予想されます。

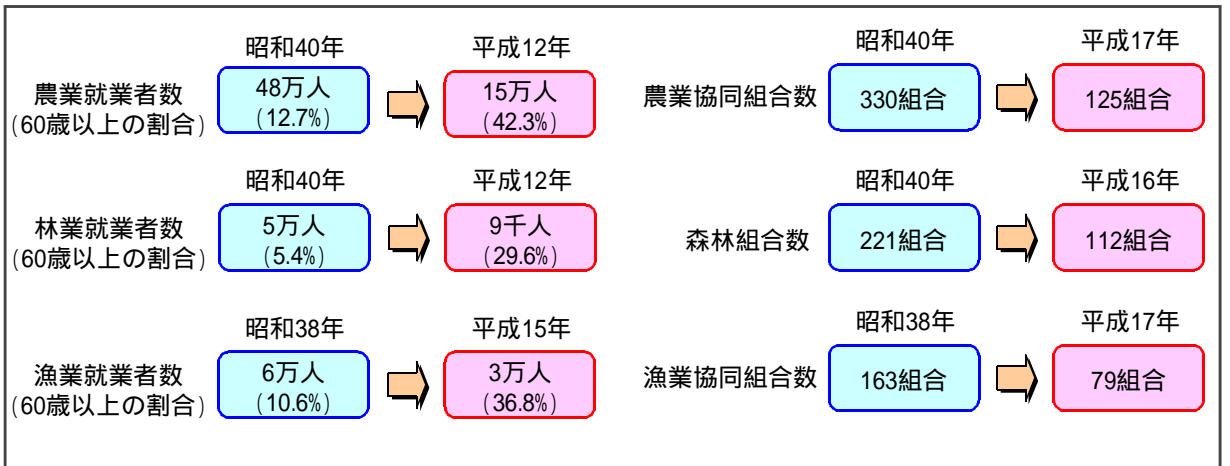
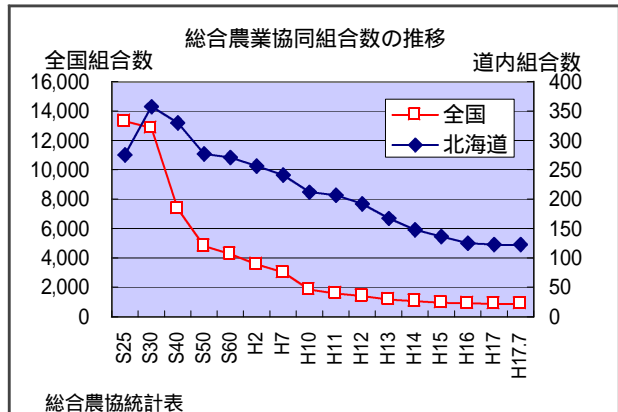


また、本道は、わが国最大の食料供給基地としての役割を担っており、道内の多くの地域では第一次産業を基幹産業としています。しかしながら、グローバル化の進展やそれに伴う生産物価格の低迷などを背景に、農業、漁業、林業のいずれの分野においても、経営状況は厳しさを増しています。このため、第一次産業における就業者の減少と高齢化が進行しており、地域の産業振興上の課題となっています。



市町村は、これまでも、農協、漁協、森林組合などの産業団体と一体となって地域産業の振興を図ってきました。しかしながら、地域の産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、産業団体はこれらの環境変化に対応するため、自主的に広域再編を進めています。

道内産業団体では、道内農協を37組合とする「新・JA合併構想」、道内森林組合を34組合に再編する「新・全道森林組合広域合併34構想」、60組合を目標として道内漁協を再編する「北海道漁協系統事業組織改革指針」などをそれぞれ策定し、事業基盤の強化のため、自主的に合併を進めています。





## 4 行財政の現状と将来見通し

道内市町村の財政構造は、地方交付税に大きく依存しており、国の財政運営の影響を受けやすい脆弱な体質です。

わが国の財政状況が厳しさを増す中、地方公共団体にも歳出の抑制や職員の削減が求められており、道内の市町村は、より一層、効果的かつ効率的な行財政運営を行う必要に迫られています。

わが国全体の経済や財政の状況も、時代の推移に伴い大きく変化しています。

国と地方の長期債務残高の合計は、かつては、経済成長と歩調を合わせて緩やかに増加してきましたが、バブル崩壊後、景気刺激対策を講じるために多額の公債が発行されたことなどから加速度的に累増し、平成17年度末には774兆円に達する見込みとなっています。

一方、国の経済活動の規模を示す指標の一つであるGDP（国内総生産）は、平成5年まで増加を続けていましたが、その後横ばいで推移しています。このため、平成10年度以降は国と地方の長期債務残高の合計がGDPを上回る状況となり、政府債務残高のGDP比は、先進国の中でも突出した状況にあります。

このため、財政の健全化はわが国の喫緊の課題となっており、今後も、国と地方を通じ、長期に渡り、歳出の徹底した抑制が必要となっています。

国及び地方を通じて財政状況が厳しさを増す中、とりわけ道内の市町村は厳しい状況に置かれています。

道内市町村の財政は、地方交付税に大きく依存しており、歳入に占める地方税の割合が10%未満の市町村が100団体を占める一方、地方交付税の割合が20%を超える市町村が195団体と全団体の9割を超えているなど、国の財政運営の影響を受けやすい脆弱な歳入構造となっています。

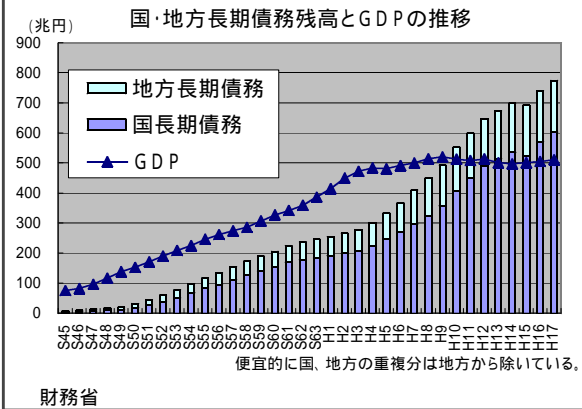
平成9年度以降の普通交付税の推移は、道内の市においては、全国の市町村の平均とほぼ同様の傾向で推移していますが、道内の町村では減少傾向にあり、平成16年度には平成9年度の約86%の水準まで低下しています。近年の制度改正は徹底した歳出抑制基調となっており、小規模市町村に対する段階補正の見直しをはじめ、とりわけ小規模町村には厳しい内容となっています。

また、道内の多くの市町村では人口減少が続いていますが、地方交付税の算定の基礎には国勢調査人口が多く用いられているため、人口の減少は地方交付税の減少要因になります。特に小規模町村では人口減少率が大きいため、地方交付税の減少幅も大きくなります。

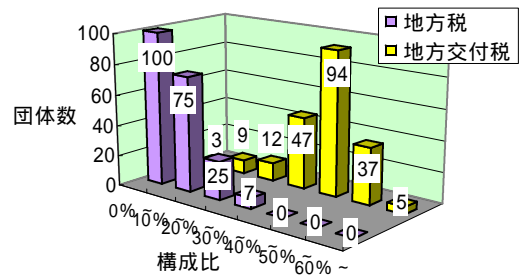
また、厳しい行財政事情を背景として、地方公共団体の職員数は減少しています。道内市町村（一部事務組合等を含む。）においても、総職員数は、平成7年4月1日の88,833人をピークとして減少し続け、平成17年4月1日までの10年間で10,330人（11.6%）減少しました。

今後は、行政改革の一層の推進が図られることとなり、各地方公共団体が平成17年度中に公表することとされている「集中改革プラン」において、今後のおおむね5年間で、過去5年間の総定員純減率である4.6%を上回る純減目標を達成することが求められています。

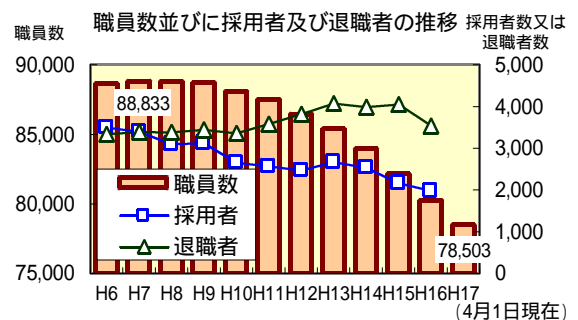
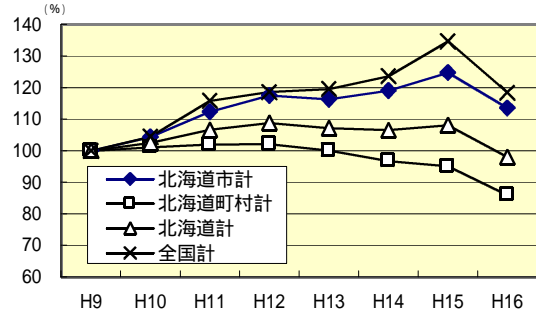
したがって、道内市町村においても、平成22年4月1日時点の明確な数値目標を立て、更なる定員管理の適正化に取り組むことが必要となっています。



地方税・地方交付税の歳入割合状況



平成9年度を100とした場合の普通交付税の推移



# 第 章 市町村合併に関する基本的な事項

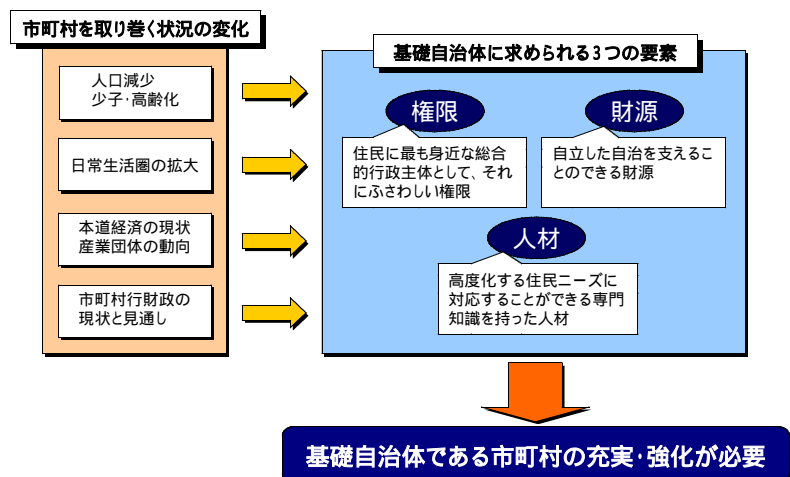
## 1 地方分権時代の基礎自治体のあり方

地方分権時代の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが求められます。そのためには、「権限」、「財源」、「人材」の3つの要素をバランス良く備え、行財政基盤をより一層、充実・強化することが必要となります。

平成12年4月にいわゆる地方分権一括法が施行され、わが国の地方自治のしくみは、中央集権型の行政システムから地方分権型の行政システムへと、大きな転換を図ることとなりました。その後、地方分権改革は、「基礎自治体優先の原則」を柱として着実に歩みを進めており、分権の担い手となる市町村の役割が、現在、大きく変わりつつあります。

地方分権時代の基礎自治体は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」に基づき、これまで以上に自立性の高い行政主体になることが望まれています。

今後、本格的な地方分権時代を迎えるにあたって、地域の行政サービスの主役となる市町村が、市町村を取り巻く状況の変化に適切に対応し、今後とも住民の必要とする行政サービスを提供し続けていくためには、「権限」、「財源」、「人材」の3つの要素をバランス良く備え、行財政基盤をより一層、充実・強化することが必要です。



## 2 基礎自治体の充実・強化の手法

基礎自治体の充実・強化の手法には、広域連合などの広域連携の手法と、市町村合併の手法があり、それぞれ期待される効果と課題があります。

基礎自治体の充実・強化の手法としては、市町村合併のほかに、広域行政の制度がこれまでも広く用いられてきました。広域行政とは、複数の地方公共団体が事務の一部を連携し、広域的に共同処理することにより、一定の効率化と自治体間の事務補完を図るものです。行政サービスを行うための共同処理の方式としては、一部事務組合や広域連合といった制度が主に活用されています。

### 広域行政

広域連合、一部事務組合などの広域行政は、市町村の事務の一部を広域的に共同処理し、自治体間の事務補完と効率化を図る目的で、これまで、また今後も活用されていくものであり、共同処理している事務の範囲内において、行政の充実・強化のための有効な手法と考えられます。

### 市町村合併

市町村合併は、基礎自治体としての市町村の行政体制そのものを変えていく取組であり、自治体の充実・強化を図る上では最も有効な手法と考えられます。

### 広域行政と市町村合併の関係

このように、基礎自治体の充実・強化を図る手法には、広域連合を含めた広域連携の手法と、市町村合併の手法があり、それぞれ有効であると考えられます。

また、広域連携の取組と市町村合併の取組は、相反するものではなく、例えば、事務の効率化を図るために合併したところ同士が広域連携を行う場合、合併を選択しなかった自治体が近隣の合併した市町村と広域連携を行う場合など、地域の実情に応じ様々なケースが生じるものと考えられます。すなわち、両者は二者択一の関係にあるものではなく、両方を並行して進めていくべきものです。

### 3 市町村合併についての道の基本的な考え方

#### 市町村合併に関する道の基本姿勢

市町村合併は、あくまでも市町村が住民の意向を踏まえて自主的に判断すべきものです。

わが国の地方分権が着実に歩みを進める中、人口減少や高齢化の進展などに対応して、市町村が今後とも必要な行政サービスを提供し続けていくためには、行政体制そのものの充実・強化を図り、足腰の強い基礎自治体を作り上げていくことが重要であり、その手立てとして、市町村合併は最も有効な手段と考えられます。

また、本道の豊かな自然や食材、あるいは全道各地の優れた人材といった資源を有機的に結びつけ、住民との協働によって行政自らが地域経営を大胆に転換していく、そういう発想に立って、今後の市町村合併を考えていくことも大切な視点です。

道としては、合併新法が5年間の時限の下で自主的な合併を推進するものであることを踏まえ、市町村や住民への情報提供に努め、引き続き、道として必要な役割を果たしていく考えです。

#### 合併新法下での市町村合併の推進に関する基本原則

##### 自主性・主体性の尊重

本構想は、地域の住民が地域のあり方について考え、市町村と地域住民がオープンに議論するための出発点です。このため、本構想で示す組合せは、透明性や客観性を重視した手法に基づいて作成しています。

したがって、地域における議論の結果、市町村が自主的、自発的に合併協議に取り組む場合には、その取組を最大限尊重していきます。

##### 豊かな住民生活の実現

北海道の市町村合併の推進に当たっては、住民の視点に立って、望ましい基礎自治体を形成していくという観点を重視します。

その上で、全ての道民が望ましい基礎自治体の住民となることにより、豊かな住民生活を実現していくことを、新法下での合併推進に当たっての目標とします。

##### 本道の地理的特性への配慮

本道は、面積が広大で人口密度が低く、市街地間の距離が大きいなどの地理的特性を有しています。

本道における市町村合併の推進に当たっては、このような地理的特性が合併協議や新たなまちづくりの課題となり得るものと認識し、構想で示す組合せは、国の指針に示された小規模市町村の考え方などの整合性を図りながら、これらの事情に十分配慮したものとします。

##### 北海道の風土にふさわしい地域づくり

合併により経営規模が拡大する中にあるには、地域住民が行政に参加する手立てを確保することは忘れてはならない課題です。

このため、道としては、地方分権時代にふさわしい基礎自治体の体制強化という観点から合併を推進するとともに、「地域自治組織」制度の積極的活用を推進し、北海道の風土にふさわしい地域づくりを進めていく考えです。

#### 市町村合併推進の視点

北海道の市町村合併推進に当たっては、全ての道民が望ましい基礎自治体の住民となることを目標とするという基本原則を踏まえ、次のような住民生活の視点に立ち、様々な行政分野などから住民にとって望まれる基礎自治体の規模について検討し、明らかにします。

安心な生活の場



保健・医療・福祉ニーズへの対応 環境保全などへの対応

確かな就業の場



産業基盤を支えるため、地域の産業状況に即した対応

豊かな学習の場



教育環境の変化への対応 生涯学習ニーズへの対応

## 4 本道における望ましい基礎自治体の規模

本道における市町村の望ましい規模については、住民生活の視点に立ち、保健・医療・福祉ニーズへの対応、環境保全などへの対応、教育環境の変化への対応、専門的な知識・技能を備えた職員の確保、行財政運営や職員配置の効率性など、本道の実情を踏まえた様々な観点から検討を行いました。

この結果、市町村が住民に対し適切な行政サービスを提供するための観点から目安となる人口規模、財政や効率性の観点から目安となる人口規模という、大きく2つの人口規模が導かれました。

### 住民に適切な行政サービスを提供するために目安となる人口規模

行政サービス提供の観点から目安となる人口規模は、基礎自治体が住民に身近な「総合的な行政主体」であることを前提とするならば、これらの規模は、財政の裕不裕を問わず、地域に暮らす住民が豊かで安心して暮らしを維持するために、目標とすべき人口規模であると考えます。

目安となる人口規模としては、1万人未満では不十分というものから10万人超が望ましいものまで項目ごとに様々ですが、行政サービスの提供という観点から、専門的職種の配置や運営の安定などが実現できる規模としては、おおむね3万人程度がこれらのほとんどを満たすことのできる人口規模であると考えられます。

おおむね人口3万人程度

#### 住民サービス充実の観点から目安となる人口規模

分類	項目	目安となる人口規模
保健医療福祉	市町村内の診療科目の充足度	人口3万人以上ではほとんどの診療科目が充足
	医師の給与	人口3万人以上になると平均給与はほぼ一定
	住民の受診行動(通院)	人口1万人未満の大半の市町村では、住民の50%以上が他市町村に通院
	住民の受診行動(入院)	人口3万人未満の半数以上の市町村では、住民の50%以上が他市町村に入院
	国民健康保険の保険料水準	人口3万人~6万人程度以上で保険料水準格差が縮小
国民健康保険専門職員の確保	国民健康保険専門職員の確保	人口3万人以上は、担当職員を専任職員で賄うことが可能
	介護保険運営の安定性	5万5千人(第1号被保険者数1万人)以上で、望ましい安定的な保険運営が可能 1万6千人(第1号被保険者数3千人)が、安定的な保険運営の最低限
義務教育	中学校の学級標準	1学級40人で12学級を編成するためには、人口1万7千人程度が最低限必要
	指導主事の配置	人口10万人を超える市は、指導主事の配置が可能
生涯学習	生涯学習推進組織体制	人口1万人未満は推進体制の整備率が低下
専門性の強化	専門職種の配置	人口1万人未満では、専門職配置率が低下
	各行政分野での専門職の配置 職員配置の効率化	人口2万人未満では、専務配置が困難な行政分野が存在 人口2万人以下では、総務部門等の効率化が困難

### 効率性の観点から目安となる人口規模

行財政運営の効率性の観点から目安となる人口規模は、基礎自治体が、国や道から包括的な指導監督を受けることなく、自己決定・自己責任を原則に処理していくことを前提にするならば、これらの規模は、自主財源に裏付けられた効率的な財政運営を行うために、目標とすべき人口規模であると考えます。

目安となる人口規模としては、行政サービスを提供するための人口規模より、やや大きめの規模となっており、行財政の効率性の観点からは、おおむね5万人程度が条件を満たす規模であると考えられます。

おおむね人口5万人程度

#### 効率性の観点から目安となる人口規模

分類	項目	目安となる人口規模
保健医療福祉	生活保護事務の効率的運営	町村で福祉事務所を設置する場合、人口約2万6千人以上で効率的な運営が可能 市となる場合は、人口約4万人以上で効率的な運営が可能
廃棄物行政	道の「ごみ処理広域化計画」 ごみ処理経常経費	人口規模10万人を目安として区割
	ごみ建設改良費	人口2万人未満では1人当たり経費が高額
消防行政	消防管轄人口	人口1万人未満では、建設改良費の負担が大 概ね10万人程度以上が目安(H13消防庁長官通知)
義務教育	学校運営経費の効率化(小学校)	人口2万人程度以上で効率的な学校運営が可能(小学校)
	学校運営経費の効率化(中学校)	人口3万人程度以上で効率的な学校運営が可能(中学校)
生涯学習	生涯学習経費の効率化	人口5万人以上で経費の効率化がほぼ一定
共同処理の状況	消防事務	人口5万人未満の大半の市町村は一部事務組合を組織
	し尿・ごみ処理事務	人口1万~3万人未満の6割以上の市町村は共同処理を実施
	介護保険事務	人口5万人を超える大半の市は、介護認定を単独で実施
	共同及び単独処理区域人口	概ね人口3万~5万人程度以上が、スケールメリットや効率性を活かせる規模の目安
財政の効率性	歳出の効率化	人口3万人程度が効率化を図る目安
	安定した税収	概ね人口5万人程度以上は、地方税が地方交付税を上回り収入の安定性が高まる
	人件費の捻出	人口5万人以上の市になると、税収に占める人件費の割合が安定

## 5 市町村合併の期間と規模

本構想で目指す市町村合併の規模は、将来の地域主権型社会の下における基礎自治体の姿を見据えながらも、5年間という合併新法の期間内に実現を目指す規模です。

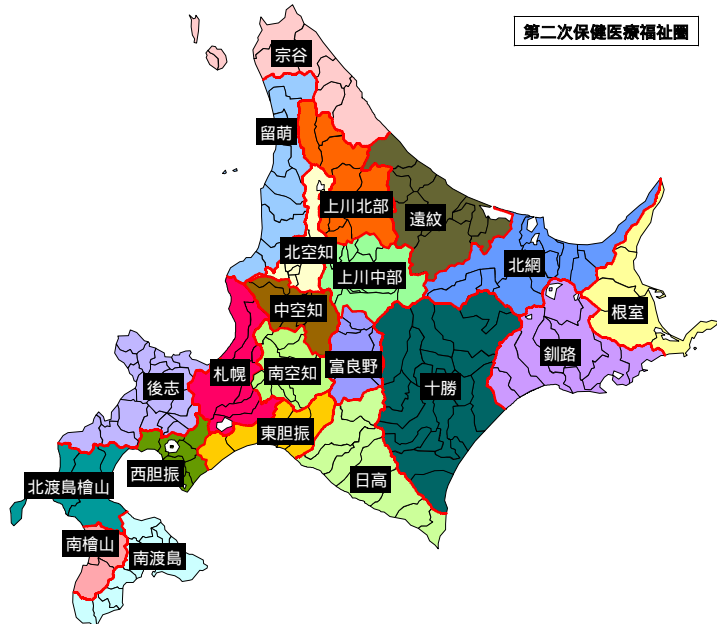
そのような規模としては、全ての道民にとって望ましい基礎自治体の形成を目標とするという観点から、住民に適切な行政サービスを提供することができる、おおむね人口3万人程度の規模が適当です。

### 将来の基礎自治体の姿

北海道では、地方分権が大幅に進展し、地域のことは地域で決めることができる社会を、地域主権型社会と呼んでいます。

地域主権型社会の下での基礎自治体は、地域の自己決定を実現するための十分な財源と人材を持ち、これらを機能的かつ効率的に活用できる組織体制を備え、現在よりも大幅に拡大された多様なサービスを提供することが求められます。このような将来の基礎自治体の具体的な人口規模を、先述した人口規模の目安に基づいて判断すると、おおむね人口5万～10万人程度の規模となります。

北海道では、このような規模をおおむね満たし、地域に根付いた圏域を形成している区域として、「第二次保健医療福祉圏」が既に存在しており、将来の基礎自治体の区域の一つのイメージとして考えられるところです。



### より充実した基礎自治体を目指す市町村合併の考え方

また、道内市町村の中には、多数の市町村による大規模な市町村合併を行うことにより、指定都市、中核市、特例市など、より充実した基礎自治体の形成を目指すべきという意見があります。

本道の市町村においても、地域住民の機運の盛り上がりなどにより、大規模な市町村合併を行うことによって、指定都市、中核市、特例市など、より充実した基礎自治体を目指すということは十分考えられるところであり、そのような取組が実際に行われる場合には、道としても、その実現のために積極的な役割を果たしていく考えです。

指定都市、中核市、特例市の要件

区分	指定都市	中核市	特例市
要件	人口50万人以上で政令で定める市	人口30万人以上	人口20万人以上

中核市の要件は、平成18年3月末までは、人口50万人未満の場合にあっては面積100km<sup>2</sup>以上

### 本構想で目指す市町村合併の期間と規模

合併新法は、5年間の時限立法であり、本構想で目指す市町村合併は、あくまでも合併新法の期間内にその実現を目指すものでなければなりません。

合併新法の下で実現を目指すべき規模としては、あくまでも住民生活の視点に立って望ましい規模とすることを優先させるべきであり、本構想において実現を目指すべき市町村の規模としては、今後も住民に適切な行政サービスを提供し続けることができる、おおむね人口3万人程度の規模とするのが適当と判断します。

その上で、大規模な市町村合併を行うことにより、将来の地域主権型社会の下で想定される基礎自治体を目指す、あるいは指定都市、中核市、特例市など、より充実した基礎自治体を目指す取組については、5年の時限の下で自主的な市町村合併を推進するという合併新法の趣旨を踏まえ、あくまでも地域の自主的、自発的な判断で、かつ合併新法の期間内に実現を目指す具体的な動きがあった場合には、それを踏まえて構想に反映させていくこととします。

合併新法の期間内に実現を目指す



5年間

住民に適切な行政サービスを提供することができる規模



おおむね3万人程度

# 第 章 構想対象市町村の組合せ

## 1 市町村の結びつき

組合せの検討にあたっては、住民の日常生活圏、地域産業の経済圏、行政活動の区域、地勢的特性などを十分に反映させる必要があります。

このため、札幌市を除く道内市町村を対象として、「クラスター分析」と呼ばれる統計的手法を用い、まずは市町村の結びつきの状況を客観的に明らかにします。

構想で示す組合せは、市町村や住民の実態を的確に反映したものとすべきです。また、住民の日常生活圏や地域産業の経済圏、行政活動の区域、地勢的特性などを十分に踏まえ、住民が新たな市町村に対し、一体感を感じることができる区域とすることが必要です。

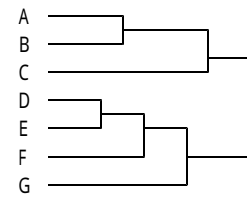
このため、まずは、「クラスター分析」と呼ばれる統計的手法により、既存の支庁界などの枠組に囚われずに、札幌市を除く道内全市町村を一括して分析を行い、客観的な結びつきの実態を把握しました。

### クラスター分析

類似したものを同じグループに分類する手法の総称。

結果は、用いる指標を決めれば一つに決まり、デンドログラムと呼ばれる樹形図で表現される。このため、分析の対象を道内市町村とし、市町村合併の検討に適した指標を選択することで、市町村の結びつきの階層構造を知ることができる。

結びつき強 ← → 結びつき弱

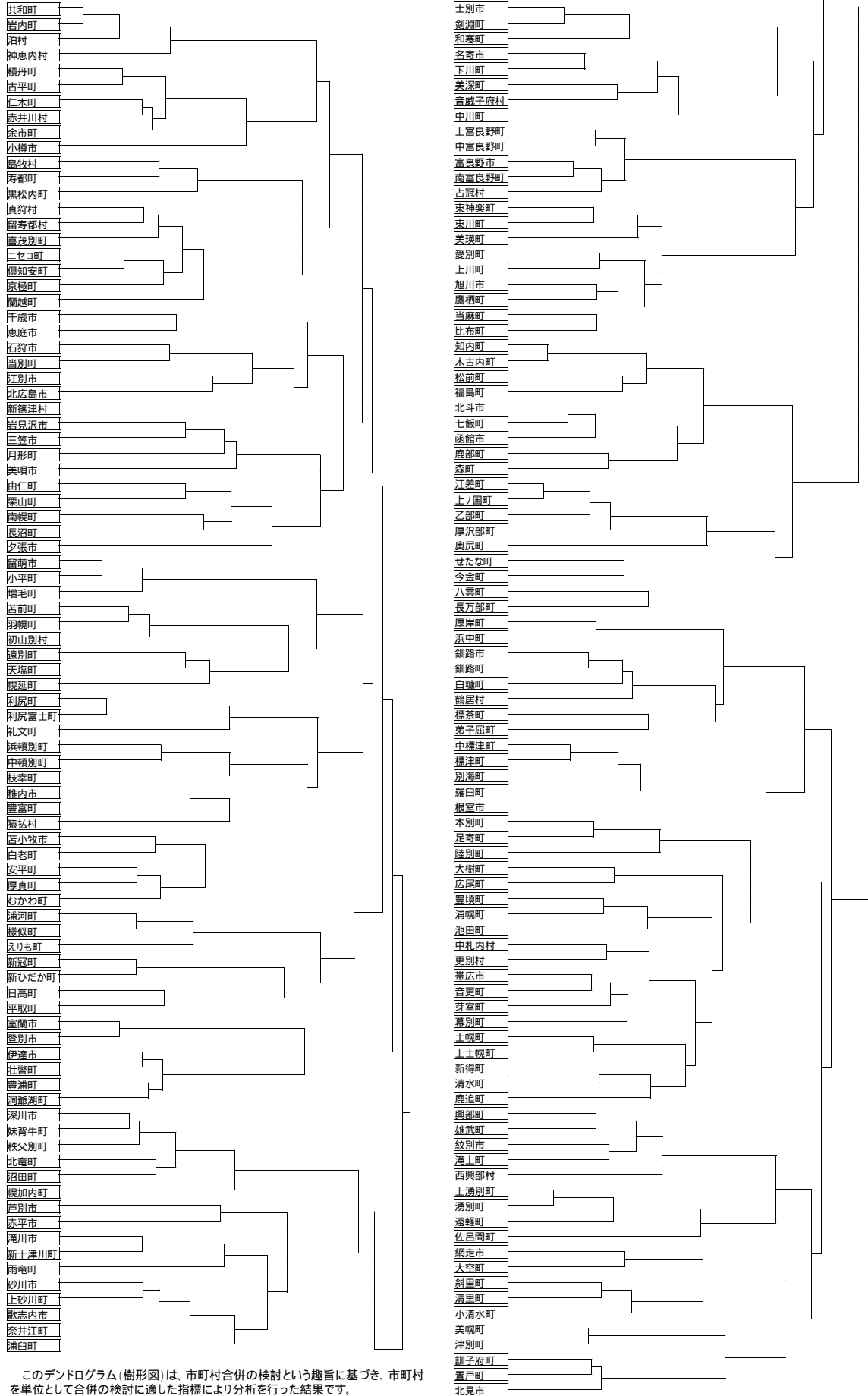


分析には、市町村合併の検討に用いることの妥当性を一つ一つ検討のうえ、次の31指標を用いることとしました。内訳は、住民活動15指標、行政活動10指標、産業経済4指標、地勢的特性2指標となっています。

クラスター分析に用いる指標一覧表

分類	指標	基礎資料	区域数	備考	
住民活動	日常生活	通勤圏 5%以上圏	平成12年国勢調査		
		10%以上圏			
		20%以上圏			
		通学圏 10%以上圏	平成12年国勢調査		
		30%以上圏			
		商圏 10%以上圏	北海道広域商圏動向調査報告書		
	20%以上圏				
	医療圏	入院20%以上圏	H12患者受療動向調査 (国保診療分)		
		通院20%以上圏			
	高齢者保健福祉圏	施設通所10%以上圏	介護保険課調べ		
施設入所5%以上圏		独自調査(H17.10実施)			
住民サービス	電話市外局番	道内電話番号	54局番		
	バスネットワーク等	路線図、時刻表	122路線		
	タクシー営業許可圏	北海道運輸局	55区域		
歴史的沿革	分村前の同一行政区画	北海道市町村行政区画便覧	42区域	明治35年以降の分村地域(既合併地域を除く)	
行政活動	国出先機関	簡易裁判所管轄区域	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律別表	33区域	
		公共職業安定所管轄区域	厚生労働省組織規則別表第5	38区域	
	道出先機関	警察署管轄区域	北海道警察署条例	69区域	
		保健所管轄区域	北海道保健所条例	26区域	
	広域行政	一部事務組合・広域連合	H16地方公共団体間の事務の共同処理状況調べ	113組合	全道一円の組合のほか、広域圏、教員研修、大学、競馬、工業用水道、港湾管理の各組合を除外
		事務委託		14地域	国営土地改良関係を除外
		機関の共同設置		39地域	公平委員会を除外
	広域的圏域	都市計画区域	北海道の都市計画(道都市計画課)	12区域	複数の市町村に跨る区域
道立高等学校通学区域(平成17年度の新通学区域)		道立高等学校通学区域規則別表	19区域	石狩8学区は1区域とする	
第2次保健医療福祉圏		北海道保健医療福祉計画	21圏域		
産業経済	農業協同組合(JA)区域	北海道農業協同組合中央会資料	53組合	複数の市町村に跨るJA	
	漁業協同組合	沿岸地区漁業協同組合一覧	15組合	複数の市町村に跨る漁協	
	森林組合	森林組合地区内市町村一覧	52組合	複数の市町村に跨る組合	
	営業使用自動車移動圏(5%以上)	平成11年道路交通センサスOD調査			
地勢的特性	火山防災・原子力防災	道防災消防課資料	6地域	駒ヶ岳火山防災会議協議会ほか4協議会及び泊発電所原子力防災会議協議会	
	水系(湖沼)	道河川課資料	5地域	大沼環境保全対策協議会ほか4協議会	

クラスター分析の結果(樹形図)



## 2 北海道の地理的特性に関する配慮

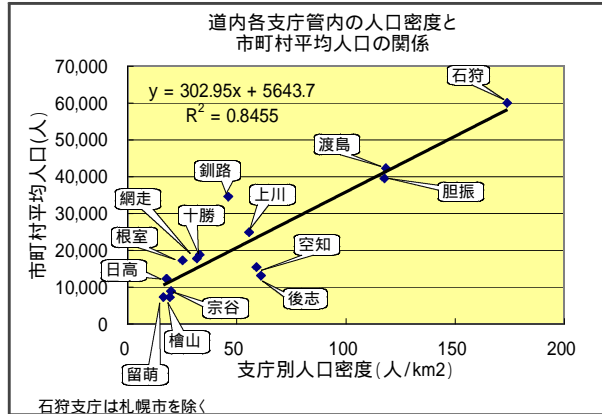
本道は、面積、人口密度、市街地間の距離などの地理的条件に関し、他府県にはない特徴を有しています。市町村合併の効果は、人口密度の低い市町村同士の合併でも確実に現れますが、組合せにおいては、「合併による効果的なまちづくり」や「周辺地域の寂れを生じないための配慮」という観点から、最大役場間時間距離おおむね80分以内という基準を設けることが適当です。

### 北海道の地理的特性に関する基本的な考え方

本道は、面積、人口密度、市街地間の距離などの地理的条件に関して他府県にはない特徴を有しており、市町村合併を推進するに当たって、一定の配慮を行うべきという意見が少なからずあります。

一方、本道では、人口密度の低い地域と市町村の人口規模が小さい地域は良く一致しており、このような地理的特性は、北海道全体、あるいは個々の市町村の数値としてよりも、広域的な地域の特徴として明確に現れています。

すなわち、本道の地理的特性への配慮は、個々の市町村の人口密度に着目するのではなく、「人口密度が低く小規模市町村が隣接し合っている地域に対する配慮」と捉えることが重要になります。

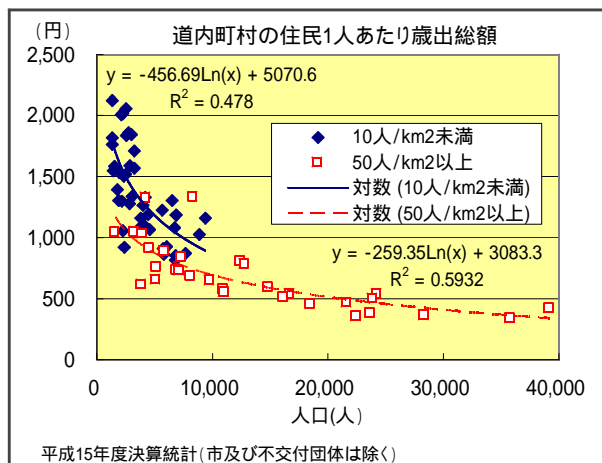


### 過疎地域における市町村合併の効果

道内では、人口密度の低い過疎市町村同士が合併しても、行財政効率の向上が期待できないという懸念の声がありました。

確かに、人口密度の低い市町村は、人口密度の高い市町村と比べると、同じ人口規模であれば住民1人当たりの歳出は多くなります。しかしながら、市町村合併によって、その地域の人口密度がさらに低下する訳ではないため、人口密度が低いことを前提としたうえで、合併による効果（規模の拡大による効率性の向上）がどの程度生じるかがポイントになります。

道内市町村の決算資料に基づいて分析を行うと、人口密度の低い過疎市町村同士が合併したとしても、「合併による効果」自体は、人口密度の高い市町村同士の合併と遜色なく、人口密度が一定の基準に達しない地域を「合併による効果が期待できない市町村」として構想対象市町村から除くなどの扱いは、適当ではないことがわかります。



### 構想の組合せにおける配慮

構想の組合せにおける配慮の基準については、「合併による効果的なまちづくり」や「周辺地域の寂れを生じないための配慮」という観点から、通勤可能な範囲、昭和の合併の検証、旧法下の合併における実績などの検討を行いました。

これらの検討結果を踏まえ、構想で示す組合せにおいては、おおむね人口3万人程度を目指すという基準に加え、最も遠い役場本庁舎間の時間距離がおおむね80分以内となることを基準として用いることとしました。

検討結果のまとめ(組合せの空間的要素)

分類	項目	目安となる基準
職員の通勤範囲	住宅土地統計調査	通勤時間の上限:の目安は、おおむね60分～90分の範囲
	国家公務員の給与制度	通勤可能な範囲の目安60km 時間に換算すると80分
昭和の合併	合併後の周辺部の人口増減	周辺地域の人口減少が生じた 分岐点は10km～15km、時間距離に換算すると60分～90分
旧法下の合併	合併市町村の役場間距離	最大77分(2団体)



### 3 構想対象市町村の組合せ

構想で示す組合せは、市町村間の結びつき、目標とする人口規模、本道の地理的特性への配慮としての時間距離という客観的な基準に基づき決定することを原則としますが、配慮すべき事項については市町村に意向調査を行い、その結果を踏まえて組合せを作成しています。また、構想策定後も、市町村の意向は最大限尊重し、自主的な合併協議の状況に応じ、組合せの追加又は変更を行います。

#### 市町村間の結びつき

組合せに関する市町村の意向については、その意向を尊重し、クラスター分析の結果に関わらず構想に位置付けられる場合がありますが、そのような意向がない地域においては、クラスター分析の結果に基づいて、組合せの区域を決定しています。

#### 目標とする人口規模

構想で示す組合せの規模は、全ての道民が望ましい基礎自治体の住民となることを目標とするという合併推進の基本原則を踏まえ、全ての市町村が人口3万人以上の組合せに含まれるような組合せを原則とします。

#### 本道の地理的特性への配慮

時間距離おおむね80分以内という基準については、全ての道民が望ましい基礎自治体の住民になることを目標とするという考え方や、おおむね人口1万人未満という国の指針で示された小規模市町村の目安も勘案しながら適用しています。

+

#### 配慮すべき事項

#### 市町村に意向調査

##### 旧法の下で合併を行った市町村

旧法の下で合併を行った市町村には、構想対象市町村となることの可否について意向を調査した上で、できるだけ市町村の意向を踏まえた対応としています。

ただし、全ての道民が望ましい市町村の住民になることを目標とするという道の市町村合併に関する基本原則を踏まえ、旧法の下で合併を行った市町村が構想対象市町村にならないことにより近隣地域に人口1万人未満の小規模市町村が生じるような場合には、旧法の下で合併を行った市町村の意向に関わらず、人口規模や時間距離の基準に基づき、その地域における組合せを決めています。

##### 離島に所在する町

離島に所在する町については、組合せの規模や枠組について道の考え方を示した上で意向調査を実施し、その結果に基づいて対応しています。

##### 人口3万人以上の単独市

クラスター分析の結果、人口規模、時間距離の基準を適用していくと、人口3万人以上の一部の市は、組合せの対象市町村に含まれなくなる状況が生じます。そのような市については、より大きな規模の基礎自治体を目指す意向について調査を行い、その結果を踏まえて組合せを決定しています。

なお、この場合の具体的な組合せは、「組合せに関する市町村の意向」に該当する場合でない限り、クラスター分析の結果（樹形図）等に基づくものとしています。

##### 組合せに関する市町村の意向

これらの事項に該当しない地域についても、市町村合併の組合せに関する市町村の意向が明らかとなった地域については、自主的な市町村合併の推進という合併新法の趣旨に鑑み、その意向をできるだけ構想の組合せに反映していくことが適当と考えられます。このため、構想の組合せの決定に当たっては、組合せに関する市町村の意向を最大限尊重していきます。

#### 本構想における構想対象市町村の組合せ

#### 構想策定後も、市町村の意向を最大限尊重

#### 市町村の自主的な合併協議

#### 構想の組合せの追加又は変更により対応

# 第 章 市町村合併を推進するために必要な措置

## 1 市町村合併を推進するための道の支援

市町村合併は道政全般に関係する課題であることから、道としては、各部局間や本庁と支庁間の連携体制を整えるとともに、その体制の下、合併の検討、協議の進展に応じ、市町村や住民などへの情報提供や必要な助言などを行っていきます。また、市町村に対しては、引き続き、合併協議や新たなまちづくりに対する支援を行います。

### 道の支援体制

旧合併特例法に引き続き、知事を本部長とする「北海道市町村合併支援本部」を設置し、全庁体制で市町村合併推進のための支援を行っていきます。

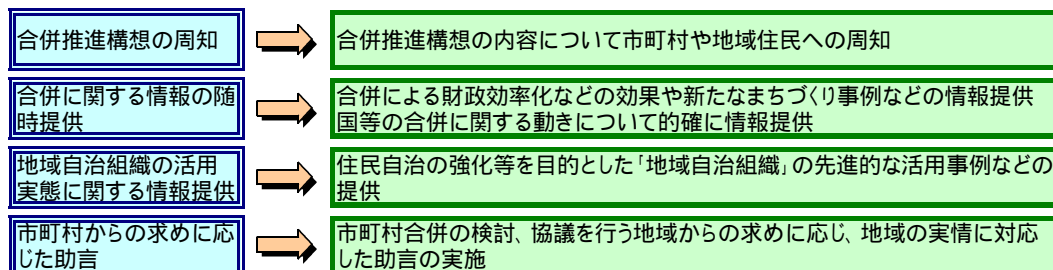
地域における市町村合併の相談窓口として、各支庁に「地方本部」を置き、本庁との連携を図ります。併せて、地域の意向や取り組み状況の把握に努めるとともに、市町村などからの要望に応じ必要な協力を行います。

北海道市町村合併支援本部	
組織	本部長 ~ 知事 本部長 ~ 各部長等
主な役割	合併推進にあたっての支援及び総合調整 市町村合併推進構想の策定又は変更 「市町村合併支援プラン」の策定 合併協議会が策定する市町村基本計画の協議

地方本部(各支庁)	
組織	地方本部長 ~ 支庁長 地方本部長 ~ 各部長等
主な役割	地域における支援施策の企画、実施 地域における相談 地域からの要望事項等の検討

### 市町村合併に関する情報提供及び助言

市町村合併の協議が進展するためには、地域の将来のあり方について、市町村や住民が十分な議論を行うことが重要であることから、道として積極的な情報提供や啓発に努めます。また、市町村からの相談や要望に応じた助言や助力を行います。



### 合併推進のための道の支援策

合併新法下において、合併に向けた協議や合併に伴う新しいまちづくりの取組が着実に実施されるよう、合併構想対象市町村に対する支援策を取りまとめます。

具体的な支援策は、北海道市町村合併支援本部において決定します。

#### 合併協議への支援

合併協議会の円滑な協議を推進するための支援策として、協議会運営等に関する協力や協議会からの求めに応じた人的な支援のほか、合併協議の取組への財政的な支援など

#### 合併市町村への支援

合併後の新しい市町村のまちづくりを推進するための支援策として、地域内の交流、連携、一体性を強化する事業に対する財政的な支援や合併市町村計画に位置づけられた事業の推進への配慮など

北海道市町村合併支援プランを策定

## 2 合併協議会設置勧告等の制度の活用

合併新法においては、合併協議会設置の勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議の推進に関する勧告の制度が新たに盛り込まれ、都道府県の果たす役割が強化されました。

道としては、これらの制度については、それぞれの地域における合併の議論や協議の内容を見極めながら「自主的な合併」という法の趣旨を踏まえ、次の考えで対応していきます。

### 合併協議会設置の勧告

合併協議会設置の勧告については、地域住民の合併気運の盛り上がりを踏まえ、市町村の意見を聴いた上で、必要に応じて、適切に対応していきます。

### 合併協議会に係るあっせん及び調停

合併協議会における協議が調わず、協議会の委員から当該協議会の委員の過半数の同意を得てあっせん又は調停の申請があったときは、関係市町村の意見やこれまでの協議状況を把握した上で、適切な対応に努めます。

### 合併協議の推進に関する勧告

合併協議の推進に関する勧告については、協議が停滞、遅延している事情を把握し、関係市町村の意見を聴いた上で、必要に応じて、適切に対応していきます。

## 3 合併推進構想の変更

合併推進構想策定後において、様々な要因により構想内容の変更等が必要となる場合には、次のとおり対応します。

### 構想本文

経済社会情勢の大きな変化などにより、構想本文の内容と現状に大きな矛盾が生じた場合には、構想本文の変更について検討します。なお、時間の経過とともに変化していくデータや事象などは、必要に応じて地域に情報提供することにより対応していくこととします。

### 構想対象市町村の組合せ

構想対象市町村の組合せについては、本構想の策定後、市町村の自主的な合併協議の意向及び状況などに応じ、追加又は変更を行うこととします。

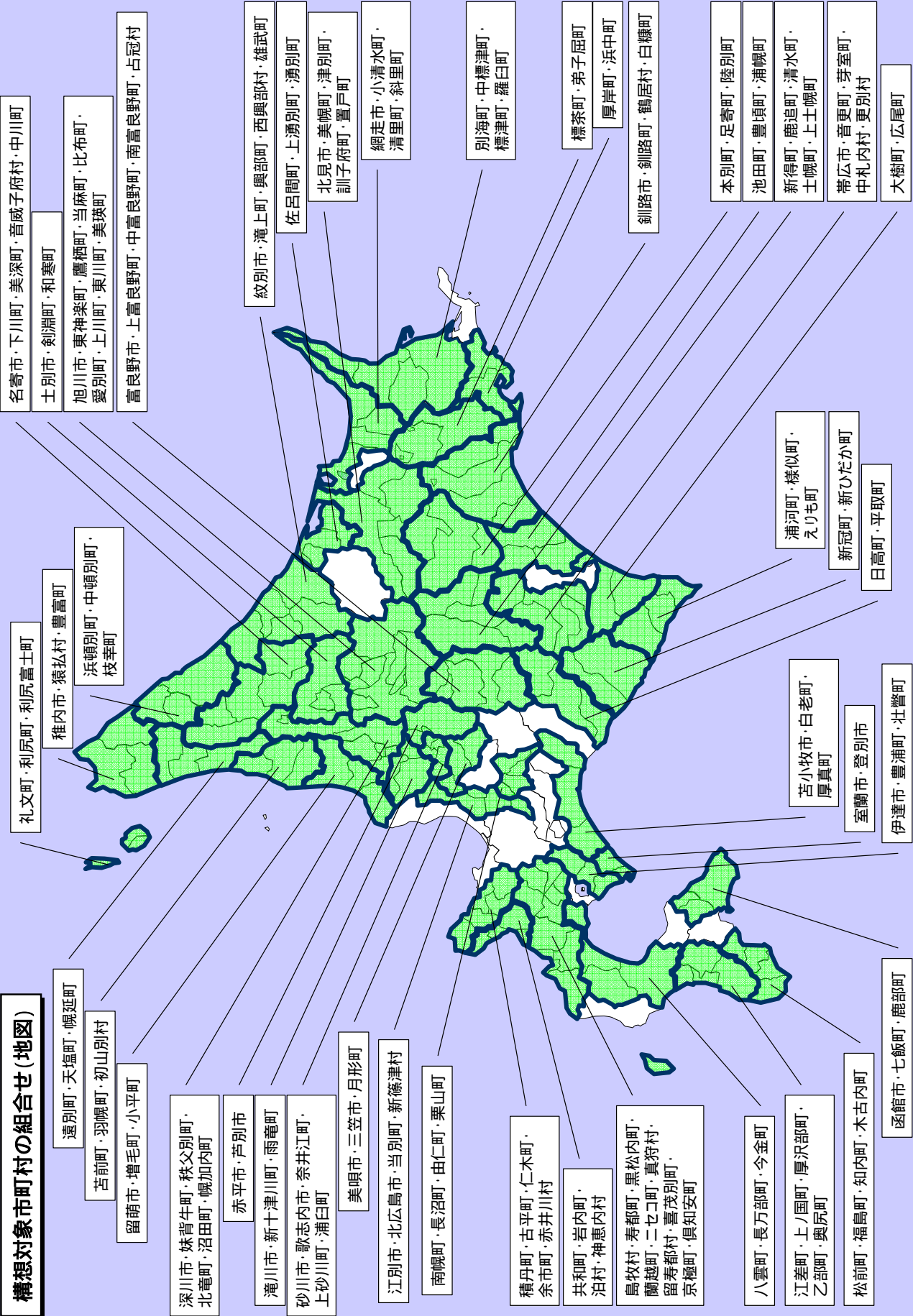
具体的には、道が示した組合せと異なる組合せで自主的な合併協議が行われる場合で、関係する全ての市町村において法定協議会設置の議会の議決を行った場合には、組合せの追加等を行います。また、それ以外にも、自主的な市町村合併の推進という法の趣旨に基づき必要と認められる場合には、市町村の意見を聴いた上で、適切な対応を行います。

# 構想対象市町村の組合せ

支庁名	区分	市町村名	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	摘要
石狩 渡島・檜山	A	江別市 北広島市 当別町 新篠津村	209,975	807.06	特例市移行
	A	函館市 七飯町 鹿部町	327,547	1,004.93	
	B	松前町 福島町 知内町 木古内町	27,490	898.86	
	C	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町	29,783	1,423.10	
後志	D	八雲町 長万部町 今金町	33,604	1,834.87	市制施行
	A	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町	46,653	2,441.61	市制施行
	B	真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町			
空知	B	共和町 岩内町 泊村 神恵内村	26,358	605.66	
	C	積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村	34,889	1,015.25	市制施行
	A	美唄市 三笠市 月形町	45,782	731.08	
	B	南幌町 由仁町 長沼町 栗山町	42,794	587.55	市制施行
	C	砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町	39,313	363.72	
	D	滝川市 新十津川町 雨竜町	56,548	802.35	
上川	E	芦別市 赤平市	33,299	994.90	
	F	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町	41,154	1,834.10	
	A	旭川市 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町	411,498	3,471.09	
	B	愛別町 上川町 東川町 美瑛町			
留萌	B	士別市 和寒町 剣淵町	31,598	1,475.32	
	C	名寄市 下川町 美深町 音威子府村 中川町	44,459	2,722.08	
	D	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村	47,901	2,183.68	
	A	留萌市 増毛町 小平町	36,799	1,294.24	
宗谷	B	苫前町 羽幌町 初山別村	14,454	1,207.01	
	C	遠別町 天塩町 幌延町	10,235	1,518.44	
	A	稚内市 猿払村 豊富町	49,385	1,871.47	
網走	B	浜頓別町 中頓別町 枝幸町	16,680	1,915.76	
	C	礼文町 利尻町 利尻富士町	9,600	263.48	
	A	北見市 美幌町 津別町 訓子府町 置戸町	167,970	3,300.95	
	B	網走市 斜里町 清里町 小清水町	66,254	1,897.66	
胆振	C	佐呂間町 上湧別町 湧別町	17,151	909.50	
	D	紋別市 滝上町 興部町 西興部村 雄武町	41,317	2,903.41	
	A	苫小牧市 白老町 厚真町	198,743	1,391.74	
日高	B	伊達市 豊浦町 壮瞥町	45,311	882.86	
	C	室蘭市 登別市	151,508	292.76	
	A	日高町 平取町	20,903	1,735.84	
十勝	B	新冠町 新ひだか町	33,298	1,733.61	市制施行
	C	浦河町 様似町 えりも町	27,202	1,342.47	
	A	帯広市 音更町 芽室町 中札内村 更別村	238,649	2,068.08	特例市移行
	B	大樹町 広尾町	14,731	1,412.52	
	C	士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町	35,562	2,822.23	市制施行
釧路	D	池田町 豊頃町 浦幌町	17,993	1,638.07	
	E	本別町 足寄町 陸別町	20,343	2,408.89	
	A	釧路市 釧路町 鶴居村 白糠町	225,392	2,960.90	特例市移行
根室	B	厚岸町 浜中町	18,532	1,162.50	
	C	標茶町 弟子屈町	17,959	1,873.94	
合計	A	別海町 中標津町 標津町 羅臼町	52,849	3,027.43	市制施行
合計	43				

構想対象外となった市町村数は17市町村

**構想対象市町村の組合せ(地図)**



担当 北海道企画振興部地域主権局  
住所 〒060 - 8588  
札幌市中央区北3条西6丁目  
電話 011-231-4111(内線23-325, 23-326)  
011-204-5156(ダイヤルイン)  
Fax 011-232-2743  
E-mail [sogo.syuken3@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:sogo.syuken3@pref.hokkaido.lg.jp)  
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/gappei.htm>